

化学物質排出把握管理促進法の 施行状況と動向について

令和3年2月
経済産業省製造産業局
化学物質リスク評価室

化学物質排出把握管理促進法（化管法）の概要

- 事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。
- 事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

※指定化学物質等取扱い事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

PRTR制度

(Pollutant Release and Transfer Register)



- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

<対象化学物質>

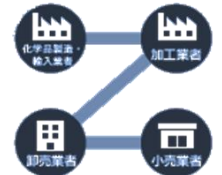
第一種指定化学物質（462物質）が対象。

<対象事業者>

- 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

SDS制度

(Safety Data Sheet)



- 有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- 化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（462物質）及び第二種指定化学物質（100物質）が対象。

<対象事業者>

- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者へ譲渡・提供する事業者が対象。

平成30年度PRTR届出排出・移動量の概要

- 平成30年度における排出量・移動量は、391千トン（前年度比0.8%増）

排出量 148千トン（前年度比2.6%減）

移動量 243千トン（前年度比3.1%増）

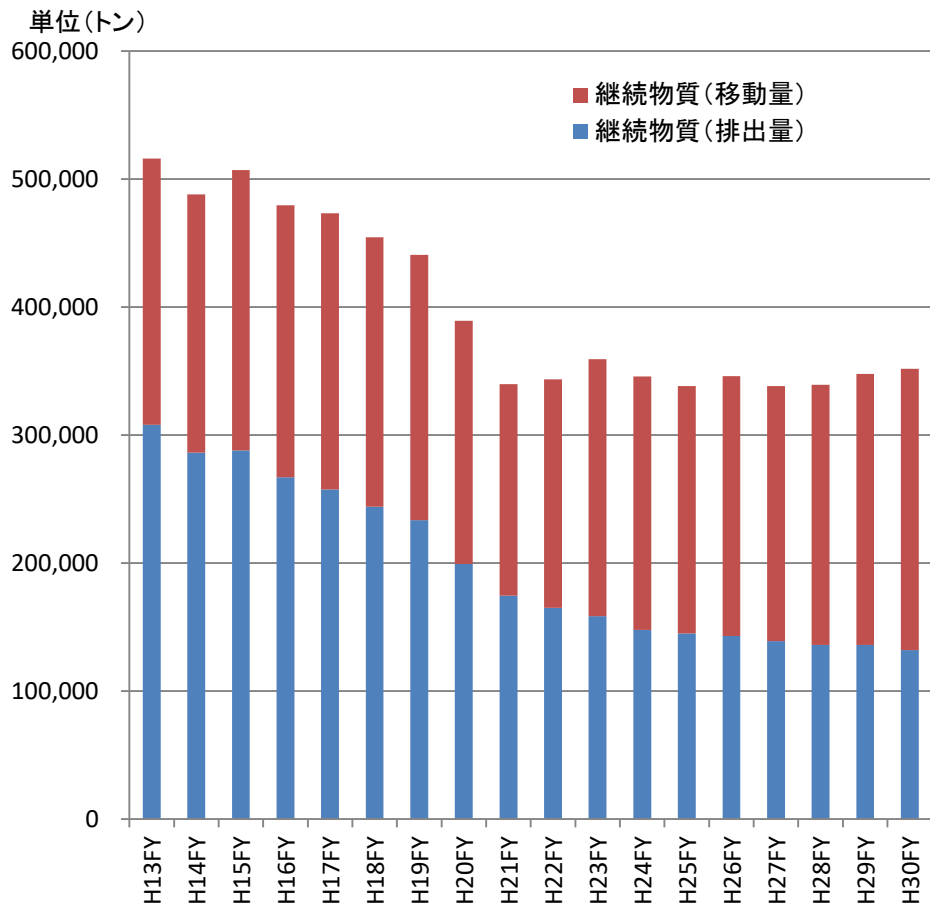
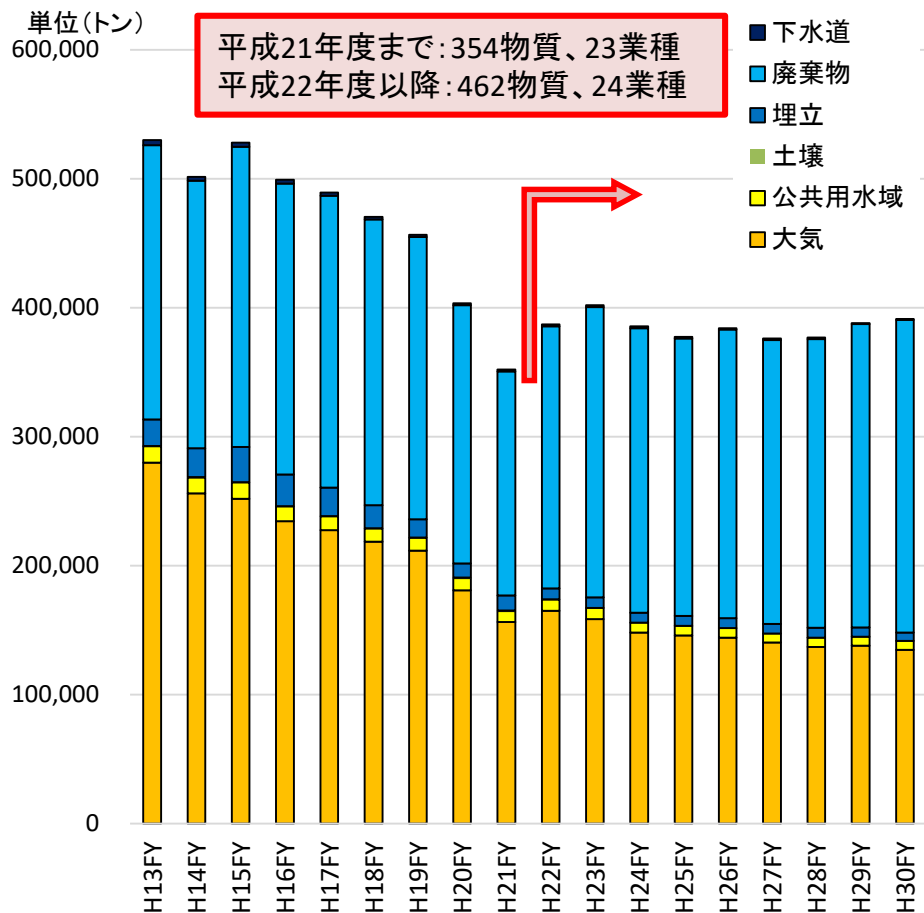
※届出事業所（約3万4千事業所）計

- 当該年度の届出外排出量（対象外事業者、家庭、移動体）は、221千トンと推計

＜届出排出量・移動量の推移＞

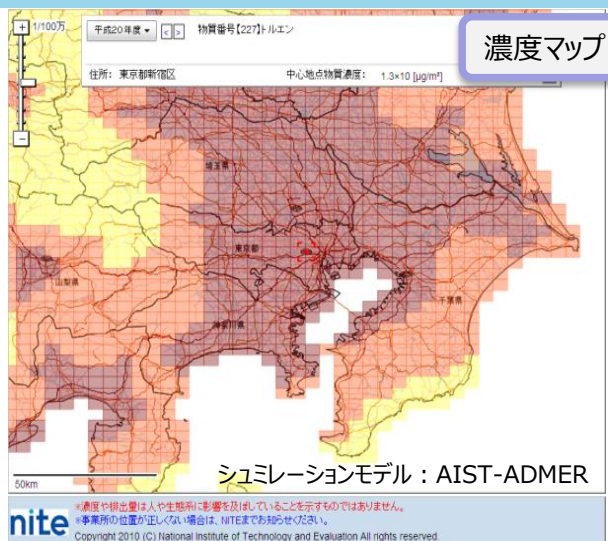
＜継続物質の届出排出量・移動量の推移＞

※政令改正前後において継続して指定された物質（276物質）を集計



化学物質の排出状況の情報提供について

- 届出された排出量データ等に基づき、大気中の濃度や排出量を地図上に表示するとともに、個別事業所データを検索・閲覧ができるツールをインターネット上で公開している。



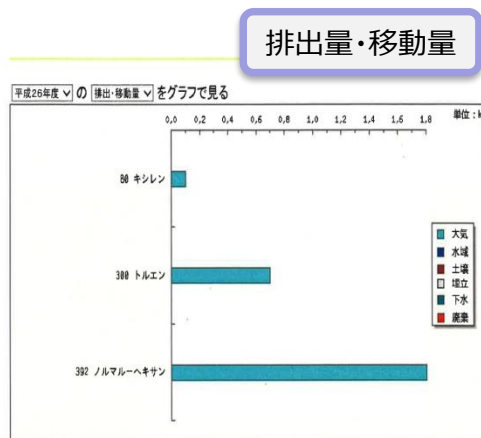
(出典) NITE: PRTRマップ



(出典) NITE: PRTRマップ



(出典) 環境省: PRTRインフォメーション広場



(出典) 環境省: PRTRインフォメーション広場



(出典) 環境省: PRTRインフォメーション広場

GHS導入に関する取組

GHS関連文書の作成等

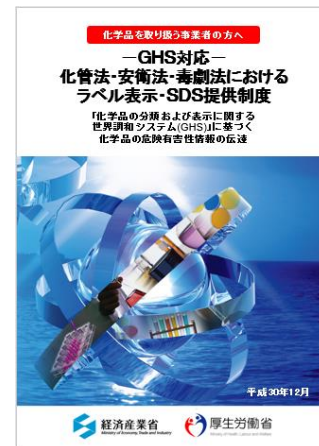
- GHS分類ガイダンス（事業者向け）
 - GHS分類をより正確かつ効率的に実施するための手引き。
 - 国連GHS文書改訂第6版に基づき、令和2年3月に改訂。（「JIS Z7252：2019 GHSに基づく化学品の分類方法」（令和元年5月改訂）に対応。）

GHS分類等に関する支援

- 混合物分類判定システムの開発
 - 混合物のGHS分類を実施するための支援ソフト。混合物のGHS分類判定、ラベル情報の出力等が可能。
 - 令和2年5月に、最新のJIS Z7252及びガイダンスに対応した改訂。
- 政府によるGHS分類結果の公表
 - 再分類を含み約4,400物質のGHS分類結果を公表。（令和元年度分類分を令和2年6月にNITE・HPから公表。）
- 目安箱等への問合せ対応（対応件数：化管法関係 約650件中、GHS関係 約200件/年）
- Q&Aの更新
 - SDS制度Q&A：令和2年10月、GHS混合物分類判定システムQ&A：令和2年5月

普及・啓発

- 化学物質管理セミナーの実施
 - 化管法に関するリスク評価、化管法関係法令、GHSに基づくSDS作成方法、GHS混合物分類判定システム等の概要説明を実施。令和2年度は2～3月にwebページ開設予定。
- パンフレット類の作成
 - ・『－GHS対応－ 化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度』の作成
経済産業省と厚生労働省との共同で作成。（令和3年2月HP公開予定）
 - ・SDS・ラベル作成ガイドの作成
SDS・ラベル作成方法、作成例を記載したガイドを作成。（令和3年2月HP公開予定）



化管法見直し - 制度検討のプロセス

制度全体に関する審議

産業構造審議会制度構築WG
(環境省との2省合同審議)

報告書
(令和元年6月)

主な検討結果 (制度全体)

- ・ 対象化学物質の見直しの考え方
 - 対象とする候補物質 (母集団)
 - 有害性の判断基準
 - 環境中での存在に関する判断基準
 - 環境保全施策上必要な物質の追加
- ・ 特別要件施設の点検
 - 水俣条約に基づく大防法の措置 (水銀測定) による水銀及びその化合物の届出対象への追加
- ・ 届出データの正確性の向上
- ・ 災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有
- ・ 廃棄物に移行する化学物質の情報提供のあり方

「対象化学物質の見直しの考え方」を踏まえた審議

物質選定に関する諮問

化学物質審議会安全対策部会 化管法物質選定小委
(厚生労働省、環境省との3省合同審議)

設置

答申
(令和2年8月)

化管法見直し - 対象物質の見直し

対象化学物質の見直しの考え方（令和元年6月）

① 対象とする候補物質（母集団）

- 現行化管法対象物質
- 各種法令規制物質 等

※赤字箇所が
前回見直しからの
変更点

② 有害性の判断基準

- 評価手法が確立して一定のデータ蓄積がある項目（発がん性、生態毒性等）
- **一定以上の生態毒性を有する物質で難分解性かつ高蓄積性を有するものを特定第一種指定化学物質に追加**

③ 環境中での存在に関する判断基準

- 一般環境中での検出状況
- 排出量等での判断
 - 1) 現行の第一種指定化学物質
: **届出排出量+届出外排出量** 10トン以上
届出移動量100トン以上
(すべてが排出されないため)
 - 2) 現行の第一種指定化学物質ではない物質
(化審法用途のみの物質) : **推計排出量** 10トン以上
 - 3) 現行の第一種指定化学物質ではない物質
(化審法用途以外の用途もある物質)
: 製造輸入量 : 100トン以上 (農薬は10トン以上)

相当広範な地域の環境での
継続的な存在の程度との
相関性の観点から
**製造輸入量から
排出量への変更**

④ 環境保全施策上必要な物質

- 環境基準が設定されている物質
- 化審法の優先評価化学物質 等

化学物質審議会安全対策部会 化管法物質選定小委員会

(厚生労働省、環境省との3省合同審議)

・ 第1回合同会合（令和元年1月）

－対象物質の選定の考え方について

・ 第2回合同会合（令和2年2月）

－指定化学物質の選定について

・ 第3回合同会合（令和2年4月 書面審議）

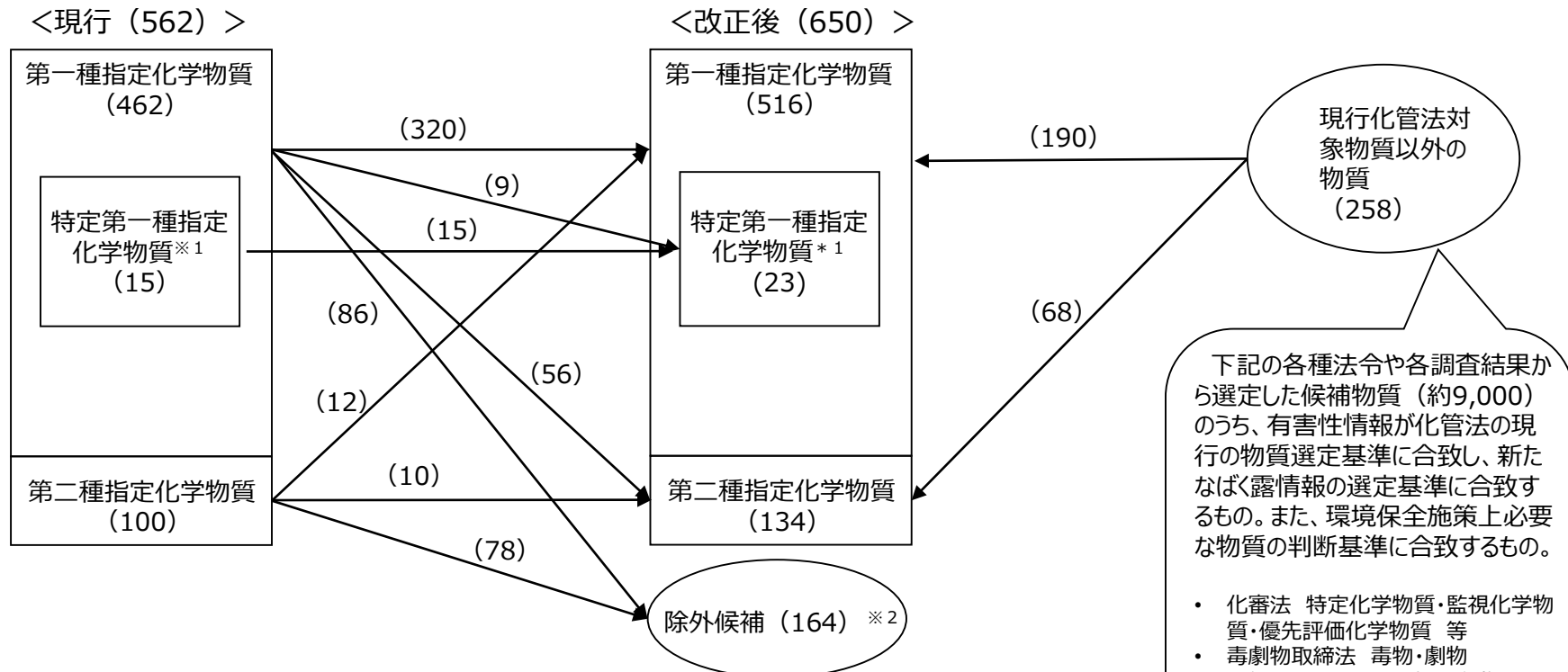
－報告書について

PRTR対象物質、SDS対象物質の選定

見直しによる化管法対象物質数の概況 (パブリックコメント時)

有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は650物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は23物質

(数字は物質数を示している。)



※ 1 : 特一は、現行では「発がん性がクラス1 (13物質)」、「生殖毒性がクラス1 (2物質)」及び「変異原性がGHSクラス1A (該当なし)」、見直し案では現行に加えて「発がん性がクラス1 (7物質)」、「生殖毒性がクラス1 (鉛)」及び「生態影響からの指定 (有機スズ化合物のうちトリブチル酸化スズ)」を対象としている。

※ 2 : 最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないもの、ばく露が小さい (排出移動量、推計排出量または製造輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計の実績がない) ものを対象としている。

円滑な施行に向けた主な取組等

スケジュール（対応状況）

- 政令改正案に対するパブリックコメント実施（昨年12月4日～1月4日）。
現在、パブリックコメントに寄せられた多数のご意見を精査中。
パブリックコメント精査後、公布時期等を調整。

円滑な施行に向けた主な取組

- 環境整備
 - (1) PRTR関連
 - ✓ 新規対象化学物質の使用実態等を踏まえ、排出量算定マニュアルを改訂（委託事業にて対応）
 - ✓ 政令改正を踏まえたPRTR届出システムの改修（NITEにて対応）
 - (2) SDS関連
 - ✓ 新規対象化学物質のGHS分類情報を整備（委託事業にて対応）
 - ✓ 事業者による混合物のSDS作成を支援するため、新規対象化学物質を踏まえたGHS混合物判定システムの充実化・普及（委託事業にて実施、Web化はNITEにて対応）
- 周知
 - ✓ 化学物質管理セミナーにおいて、化管法見直しの概要について掲載予定
 - ✓ 既存のチャンネルに加えて、チラシ作成等周知されやすい媒体の活用を検討する予定

参考

化管法の見直し検討の重点 (ばく露基準を「製造輸入量」から「排出量」へ)

- 現行基準では、**製造輸入量**をばく露の指標として物質を選定。
- 今回の見直しにおいては、以下を指標として評価、選定することを検討
 - ① 「現行PRTRデータのある物質」
当該**PRTRデータ (届出排出量・移動量、推計排出量)**を用いてばく露を評価
 - ② 「現行PRTRデータのない物質のうち、化審法用途のみの物質」
化審法の届出情報、排出係数等を基にした「**排出量推計値**」により、ばく露を評価
 - ③ 「現行PRTRデータのない物質のうち、化審法用途以外の用途もある物質」
引き続き**製造輸入量**により、ばく露を評価。

